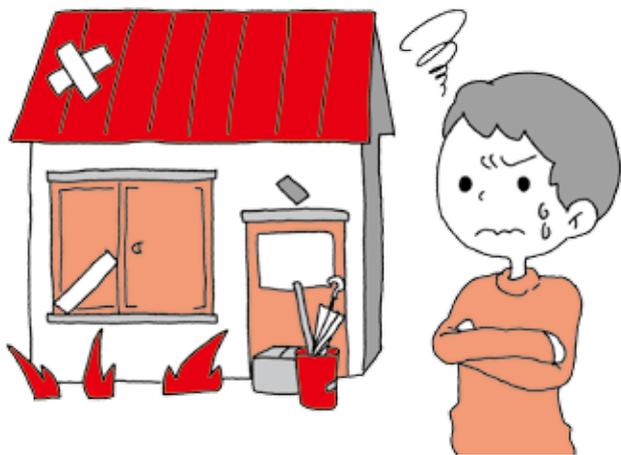


# 空き家等の管理は所有者の責務です

問合せ 建築課建築行政係



空き家やその敷地の付属物が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われ、訴訟となることもあります。倒壊や建築材の飛散、雑草・雑木の放置による害虫発生などが起こらないよう、近くに住む人の身になって定期的な管理を行いましょ。ご自身で定期的な管理がしきれないと感じたら、少しでも早めに業者や知り合いなどに管理を依頼しましょ。また、建築課でも空き家相談窓口を設置しています。

## 市空き家等対策計画を策定しました

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市の空家等対策をより計画的に進めるため、「碧南市空家等対策計画」を策定しました。空家等の発生抑制、適正管理の推進、利活用の推進、管理不全の空家等への対応などを実施します。

## 市空き家等対策補助制度を実施します

**空き家等除却費補助** 老朽化が著しく倒壊のおそれや外壁・屋根などの部材の飛散により、周辺の住民に危害を及ぼす可能性のある空家等を除却し、更地とする工事費用の一部を補助します。（事前に建築課の判定が必要）

**空き家等改修費補助** 市外在住の人で、空き屋バンクに登録された住宅を利用し市内へ移住、定住予定の人は、住宅の改修費の一部を補助します。（耐震性の確保など条件あり）

**空き家登記登録費補助** 空き家バンク登録を条件に土地・建物の登記費用の一部を補助します。

詳しくは、建築課へお問い合わせください。

## 空き家に関する情報をお寄せください

- ・人の出入りがない
- ・電気、ガスなどのメータが撤去された
- ・1人で暮らしていた住人が施設入所や入院、死亡などで住まなくなった
- ・家族そろって引っ越したと聞いた

さまざまな理由で使用されなくなった建築物の所在地や外観などを建築課へお知らせください。状態がよくない場合は、現地調査を行います。

## 建築物の将来も考えましょ

今、空き家を所有していない人も他人事<sup>ひとごと</sup>ではありません。今は親族が住んでいる家も、将来は空き家となり、あなたが所有者となるかもしれません。今あなたが住んでいる家も、引き続き住む人がいなければ空き家になるかもしれません。

住んでいる人の将来と合わせて、建築物の将来も考えましょ。

## 地域の人に声をかけましょ

利用状況がわからない建築物があることは、近隣に住む人にとっては不安の種です。住んでいるあいだは、地域の活動に参加するなど、不在時の家を近隣の人に見守ってもらえるような関係を築きましょ。住まなくなるときには建物の管理者の連絡先を近隣の人や町内会に伝えましょ。管理などで訪れる際には近所の人へ声をかけ、豪雨や強風などの自然災害による被害や放火、犯罪利用などの異変をいち早く知らせてもらえるようお願いしましょ。

## 空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した人が当該家屋または取壊後の土地について、平成28年4月1日から31年12月31日までに一定の要件を満たす譲渡をした場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。詳しくは刈谷税務署または国土交通省ホームページをご確認ください。

特例措置の適用を受けるための必要書類である「被相続人居住用家屋等確認書」の交付は、空き家所在地の市町村で行っています。市内の空き家が対象の場合、建築課へ申請してください。なお、申請から交付まで1週間程度かかります。できる限り事前にご相談ください。